

図書館利用に障害のある人へのサービス（１）障害者サービス概論

前田章夫（日本図書館協会・障害者サービス委員会）

1. はじめに － 「障害者」という表記について

◎ 「障害者」「障がい者」「障碍者」「しょうがいしゃ」など、さまざまな表記が使用されている。

★「障がい者」とする自治体も増えている ⇒ 「害」という字は、マイナスイメージを与える？

◎ しかし、障害当事者からはこの表記の変更に対して、

★「がい」は単なる音であり、人格を軽んじられている気がする。

★ 表記をいくら替えても、中身が変わらなければ何の意味もない。

ということから反対する当事者も少なくない。

↓

※ どのような表記を使うにしても、①特定の表記を強制しない、②発言には自覚と責任を持って使用するというのが障害者団体間の合意事項

⇒ 「社会的な障壁(バリア)によって被害を受けている人(者)」という意味で、ここでは「障害者」を使用する。

2. 「障害者」とは？

■ 次の数字の比較から見えてくるもの

Q1： 744万 対 5400万

Q2： 31万 対 752万

Q3： 35万 対 2329万

◆人口に占める障害者比率(20-64歳)

スウェーデン	20.5%
ポルトガル	19.0%
オランダ	18.8%
デンマーク	18.5%
イギリス	18.2%
ドイツ	18.0%
日本	4.4%
韓国	3.0%

◎ この人口比率の低さが、日本の障害者向け施策に大きな影響を与えてきた。

◆ 1割にも満たない少数者の問題は、それらの人向けの特別のメニューを用意すれば良い・・・？！

※ なぜ、このような発想をするようになってしまったのか、それを解明し、自覚しない限り、障害者問題の解決はない。<図書館においても同様>

3. 障害者をめぐる社会の状況・認識

① 「障害者」は社会から<隠された存在>だった

★ 家の中での幽閉、施設への隔離

② 「障害者」と係わった経験をもつ人が少ない

★ 「障害者」に対する認識は、「障害者」との接触の多少によって大きく変化する。

③ 「特別な人には、特別な対策を取ればいい」（例：「視覚障害者」には点字図書館がある）

④ 日本語には一般語として「障害者」という言葉しかない。

★ 障害者理解の大きな妨げになっている。

4. 「障害者」の3つのレベル

WHO(世界保健機関)は、1981年の「国際障害者年」を前に、障害者のことを指し示す場合に、障害レベルによる3つの言葉の使い分けを推奨した。(「国際障害分類(ICIDH)」1980)

⇒「国際障害者年世界行動計画」の基本理念として取り上げられた。

4-1. ICIDH による障害の<3つのレベル>

「Impairment」<機能障害>：医学的な意味での障害

「Disability」<機能不全/能力障害>：医学的損傷により知覚・運動機能等がうまく機能しない

「Handicap」<社会的不利>：機能不全のために社会生活を送る上で不利益を被るという意味の障害

※ 欧米諸国の障害者数は、社会生活を送る上で Handicap のある人の数であるのに対し、日本の障害者数は Impairment の一部と Disability の一部の人のみを「障害者」としている。

◎ WHO は、その後の10年間の研究成果を反映させて、2001年5月に「国際生活機能分類(ICF)」を採択した。<Impairment / Activity / Participation >

★ 「disability(機能不全)」⇒「activity /activity limitation(活動/活動の制限)」

★ 「handicap(社会的不利)」⇒「participation/participation restriction(参加/参加の制約)」

◎ 「障害者」を「身体の不自由な人」というように個人に起因すると考えるのではなく、環境との関連の中で認識しなければならない。

⇒ 環境の未整備により「活動が制限されている人」「参加が制約されている人」として理解する。

4-2. 「障害者」の定義の変化

★ 「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」(障害者基本法第2条：1993年)

↓

★ 「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む」(「障害者の権利に関する条約」第1条：2006年)

5. 日本における「障害者」とは

☆ 日本では、法律等に規定された障害で、その認定基準に合格して認定された人(= 744万人)のみが「障害者」として、各種の公的援助が受けられる。

☆ 「認定障害者」と同等の障害・社会的不利益を持っていても、法律に規定されず、或いは、法律に規定されていても認定されない限り、「障害者」とは認められない。

※ 世の中には、統計に表れた数字以上に多くの「障害者」がいる。

★ ディスレクシア[読み書き障害]の人だけでも、人口の3~8%、発達障害者全体では6~10%と推測されている。

★ 難病患者や高齢者の大半も「障害者」とはされていない。

※ 図書館の障害者サービスは、法律上の「障害者」へのサービスではない。

⇒ 障害者手帳の所持だけで障害者サービスの利用資格を判断してはならない!

6. 「障害者サービス」とは？

◎「乳幼児から高齢者まで、障害の有無、国籍、言語、宗教などにかかわらず、すべての住民は平等に図書館を利用する権利を有する。」〔ユネスコ公共図書館宣言〕

★ しかし、日本の図書館界は長い間、それまで保持していた図書館の[資料][施設][サービス方法]では、図書館サービスを受けることが困難な人がいることに気づいていなかった。

◎ 身体障害者をはじめとして、図書館の利用を疎外されてきた人びとに、さまざまな方策を講じて図書館を利用する権利を保障することは「図書館の基本的任務」である。

☆ この任務を果たすための図書館の活動こそが「図書館サービス」であり、「障害者サービス」である。

★ 「障害者サービス」の目標 = 「図書館サービス」の目標。

しかも障害者サービスが実現されない限り、図書館サービスの目標は完成されない。

※ 障害者サービスは、図書館サービスの原点！！

7. 「図書館利用の障害」とは？

7-1. 「障害者サービス」は「身体障害者」へのサービスではない

「障害者サービス」は、視覚障害者・肢体障害者へのサービスを中心に組み立てられていたために、「身体障害者へのサービス」と思われてきた。（今もなお！）

◇ しかしサービスの進展とともに、身体障害者ではないが、図書館利用に支障をもつ人の存在が見えてくるようになり、「身体障害者へのサービス」ではなく、「図書館利用に障害のある人びとへのサービス」と認識されるようになった。

⇒ この認識の転換が図書館の障害者サービスを質的に大きく変化させ、発展させた。

◎ 「図書館利用に障害のある人々」という言葉の示す範囲はきわめて広い。

☆ 図書館未設置自治体に住む住民や、勤務時間や休日の関係で図書館を利用できない人、高齢者や日本語のわからない在住外国人、病院の入院患者、矯正施設入所者等も含まれる。

★ 図書館サービスを楽しむ上でより大きな支障をもつ障害者(児)を中心に考える。

⇒ それは、この人たちへのサービスの取り組みが、他の多くの利用障害を持つ人々へのサービスにとっても有効と考えられるからである。

7-2. 「図書館利用に障害のある人々へのサービス」の定義

「図書館が、多様な身体的・環境的条件を持つ人たちのニーズに応えられるだけの①多様な資料、②多様なサービス手段、③多様なコミュニケーション手段、④施設・設備の整備といった環境を整えていないために、図書館の利用に際して障害を受けている人々へのサービス」

◎ 「図書館利用障害」は、図書館利用の権利を持っている利用者に対して負っている「図書館側の障害」として捉えなおすことができる。

※ 障害者サービスの目標は、この図書館側が負っている「障害」を取り除いていくことにある。

※ 障害は「障害者」にあるのではなく、図書館にこそある！

7-3. 図書館利用上の4つの「障害」－図書館が作り出しているバリアー

- (1) 物理的な障壁：施設・設備の不備によるバリア
- (2) 資料をそのままでは利用できないというバリア
- (3) コミュニケーションのバリア
- (4) 心理的な圧迫というバリア

※ この4つのバリアを解消し、すべての人が等しく図書館を利用できるようにすること(=アクセシビリティの保障)が、「障害者サービス」の目的・目標

(1) 物理的な障壁：施設・設備の不備によるバリア

- ◇ 図書館の入口や館内に階段や段差がある。
- ◇ 書架の間隔が狭くて、車イスでは入れない
- ◇ 書架が高くて、上段の本が取れない
- ◇ 照明が暗くて、字が読めない
- ◇ 掲示板やポスターの字が小さくて読めない
- ◇ タッチ式のOPACのボタンが押せない
- ※ 物理的なバリアは、施設・設備の改善とともに、サービス方法の改善（自宅配本など）も重要な解決策である。

(2) 資料をそのままでは利用できないというバリア

- ◇ 目が見えないので、墨字が読めない
- ◇ 字が小さいので読めない
- ◇ 漢字がわからない
- ◇ 日本語(外国語)がわからない
- ◇ ビデオの音が聞こえない
- ※ その利用者にとって何が問題なのか、また問題をカバーする代替情報が何かを掴むこと
→ 音訳、点訳、立体化、文字の拡大など多様な変換能力が必要

(3) コミュニケーションのバリア

- ◇ 視覚障害者から点字の質問が届いたけれど、点字が理解できないので内容が分からない。
- ◇ 聴覚障害の利用者がカウンターにやってきたけれど、手話ができないので対話ができない。
- ◇ 外国からの旅行者がカウンターにやってきたけれど、外国語ができないので対話ができない。
- ※ 「利用者とのコミュニケーション」が取れないと、利用者が求めていることを把握することもできず、利用者に回答を返すこともできない。
→ 相手の意志をくみ取る、相手に意志を伝える、そのための熱意や努力が基本

(4) 心理的な圧迫というバリア

- ◇ 図書館の建物が入るのを拒否するような雰囲気醸し出している。
- ◇ 職員が自分を無視している。睨みつけられた
- ◇ 不審者に間違われて詰問された。

◎ 図書館(員)が気づかないところで、住民に壁を築いている場合がある。そういう可能性がないか、常に気配りしておくことが重要

8. 図書館の「障害者サービス」の今

- ◎ 現在の公共図書館は、身体障害者の一部の人に対応しているのみ。
知的障害者や精神障害者をはじめとして、多くの図書館利用障害者に対してほとんど何も出来ていない。〈全貌が見えていない〉
- ※ 図書館は、不作為による「人権侵害」という大きな課題を抱えた状態にある。
- ◎ 多くの図書館(員)は、障害者のこと、障害者の置かれている状況を知らない。
〈利用者を知り〉 〈資料を知り〉 〈人と資料を結びつける〉
という図書館員としての基本が障害者サービスにおいては未成熟である。

9. 利用者を知る

- ◆ これまでは、肢体障害、視覚障害、聴覚障害などの一部の人についての知識しかなかったのでは？
- ◆ 知的障害、発達障害、精神障害、高次脳機能障害、難病、盲ろう重複障害などの障害者については、図書館サービスの対象者とは見ていなかった？ 〈とても手が届かないという諦め？〉
- ◆ 加えて、知っているはずの「視覚障害」や「聴覚障害」などについても、誤解を含む、表面的な知識しかなかったのではないか？ より詳しく知る努力が求められている！

9-1. 利用者を知る - (例) 視覚による機能障害

- ◎ 「視覚障害」は、視力や視野の障害だけではない。
 - ◇ 視力障害：メガネなどで矯正しても、視力がある一定以上はでない状態
 - ◇ 視野障害：目の見える範囲が狭い(狭窄)、両端が欠けたり、上下が欠けたり(半盲)、中心部が欠けたり(暗点)する状態
 - ◇ 色覚障害：特定波長の色が認識できなかつたり、特定の色が別の色に見える状態のこと。
 - ◇ 光覚障害：夜になると見えなくなつたり(夜盲症)、逆に明るい見えなくなる(羞明[シュウメイ])、また明暗の順応が遅い明暗順応障害もある。
 - ◇ 眼振障害：眼球が本人の意志に関わりなく、不随意震動する障害。焦点が定められない。
- ◎ **視覚障害の誤解を解く**
 - ◇ 同じ「視覚障害」であっても、その人の抱えている障害の種類・程度によって、提供する資料も、提供方法も異なる。
 - ◆ まずは誤解を解くところから始める ◆
 - ① 視覚障害者はみんな「点字」ができる。
 - ② 視覚障害者へのサービスは、点字図書館に任せれば良い。
 - ③ 弱視者の障害は、「全盲者」よりも軽い。
 - ◇ こうした誤解を解き、その人の図書館利用を妨げている原因をつかみ、解決策を探りサービスに取りかかることがまず求められる。

[参考] 視覚障害者と点字

※ 視覚障害者＝点字使用者ではない！ 点字が使えるのは視覚障害者の約10%

★視覚障害者全体の点字習得数

点字ができる	32,000人 (10.6%)	点字ができない	229,000人 (76.1%)
回答なし	40,000人 (13.3%)		

★うち1級2級の重度障害者数 (179000人)

点字ができる	31,000人 (17.3%)	点字ができない	133,000人 (74.3%)
回答なし	15,000人 (8.4%)		

点字の習得は、失明時の年齢に大きく左右される。とくに中高年の中途失明者の点字習得は困難！

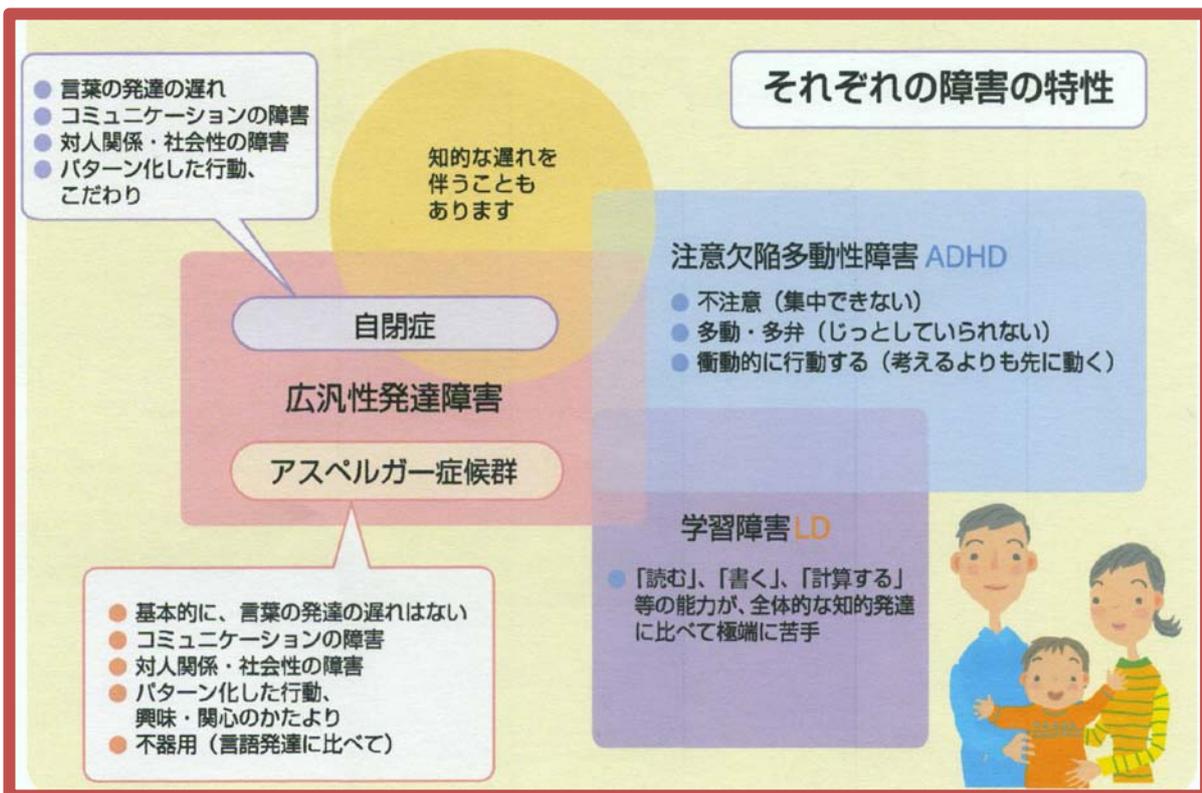
[参考] 点字図書館とは

- 点字図書館（＝視覚障害者情報提供施設）に対する大きな誤解
 - ◇ 「図書館」という名称はついているが、資料の保存や貸出を主とする図書館ではなく、あくまでも福祉施設（更正援護施設）である。
 - ◇ 点字・録音資料の貸出以外にも、視覚障害者用用具の販売やレクリエーションの企画・支援などを主たる業務とする施設である。
 - ◇ 点字図書館のサービス対象者は、重度の視覚障害者である。（視覚障害者の8割を占める弱視者や子どもは主たる対象とはしていない。）

9-2. 「発達障害」とは

- ◎ 発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法）
- ◆ 広汎性発達障害（PDD）とは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称。
- ★ 発達障害に関する研究は始まったばかりで、発達障害の範囲も未確定。従って、対象となる発達障害者数も確定されていない。（人口の6～10%?）

[参考] 発達障害の種類と特性



◆ 学習障害とは

- ◎ 「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推測されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。」
〈文部科学省による学習障害の定義 H17.7〉

◆ ディスレクシアとは

- ◎ 学習障害の一種で、失読症、難読症、識字障害、読字障害ともいう。知的能力及び一般的な理解能力などに特に異常がないにもかかわらず、文字の読み書き学習に著しい困難を抱える障害である。最新の研究では、一般の人と、脳での情報処理の仕方が異なることが明らかになってきている。

◆ ディスレクシアと図書館

- ◇ 落ち着いて、その人のペースで読書できる環境を整備する。
 - * 一人一人の障害の状況に合わせて提供する資料を選ぶなど、柔軟な対応が必要。
 - * 特に、マルチメディアDAISYの有効性を理解すること。
 - * マルチメディアDAISYの他、音声資料や拡大文字資料など、その人に合った多様な資料の可能性を追求する。
- ※ コミュニケーション手段として「手話」が有効なこともある。

9-3. 高齢者へのサービス

- ◎ 人口の 25%に近い超高齢社会が迫る中、図書館における高齢者サービスの重要性が高まっている。図書館が対応できないと、社会における図書館の存在意義が失われるかも。

◎ 高齢者の特性を知る。

- (1) 心身の多機能不全の進行(本人は「障害者」とは思っていない)
<体力の低下、身体の故障、精神的不安定>
- (2) 人生経験を積んだ知識/技能/経験の持ち主
- ※ 図書館を知らない人が多い(昔の図書館観も)

◎ 大きな文字の本を揃えるだけが高齢者サービスではない

前期高齢者：イベントの企画・運営への積極的参画

後期高齢者：自宅・施設への出張サービス（ボランティア等との協働事業）

- ※ 特に認知症患者へは、回想法による取り組み ⇒ 古道具、古写真などの図書館資料としての保存

◎ 情報リテラシーへの対応

ICT技術の習得。また後期高齢者の場合には、読み書きのできない人も少なくない。

◎ 読み書き（代読代筆）支援について

- ※ これまでの図書館は、知らず知らずに大きな利用者の切り捨てを行ってきたのではないか？
- ☆ 「文字の読み書きができる人」のみを対象にしてしまっていたのではないか？ 「読み書き」ができないために、自分は図書館とは縁がないと思ってきた人たちにきちんと対応してきただろうか？
- ★ 読書権保障協議会(NPO 大活字文化普及協会)
高齢者や障害者などを対象に、公共図書館・点字図書館を含む公的機関での、公的責任による「読み書き支援サービス」の実現を提起。
- ★ 視読協が提起した「文字情報センター」の現代的展開 <対象者の拡張、対象施設の拡張>

<参考> 「高齢者問題に対する図書館の責任」

(「高齢者問題に関するホワイトハウス会議」1981)

歳をとるということは、我々の日常生活の中で誰にでもあることである。加齢によって起こる社会的、経済的、生物学的な諸問題は全ての図書館、わけても公共図書館に責任を負わせるところとなっている。このため図書館は以下に述べるところにより地域社会への責任に添えていく。

1. 高齢化・高齢者問題に対し常に前向きな姿勢をとること。
2. 高齢者のみならず、こうした人々を観る専門職の人、或いはボランティアの人々に高齢化・高齢者問題についての情報を提供すること。
3. 図書館のデザインやアクセス方法を改善して高齢者が利用しやすくすること。
4. 施設に入所している高齢者、或いは家庭にとじこもったままの高齢者などを含めて、全ての高齢者の特別なニーズに適切に応えること。
5. 高齢者層への橋渡しとして、また世代間の橋渡しとしての高齢者の潜在的可能性を活用すること。
6. 図書館サービスのために高齢者を雇用すること。
7. 地域社会全体へのサービス、プログラムの企画の立案にあたる時は、その検討過程に高齢者自身の意見をいれること。
8. 高齢者のニーズや問題に関わる団体、図書館以外の他機関との関係を維持すること。
9. 退職前の準備のためのサービス、プログラムを提供すること。
10. 以上の諸サービスを効果的に推し進めるための財源を常に積極的に探すこと。

10. 障害者サービスのための資料

◎ これまで障害者サービスで提供してきた主な資料

- ◇ 点字(訳)図書：(重度の)視覚障害者
- ◇ 録音(テープ)図書：視覚障害者
- ◇ 拡大写本、大活字本：視覚障害者(弱視者)
- ◇ 手話(字幕)付きビデオ：聴覚障害者
- ◇ 触る絵本・布の絵本：視覚障害児、知的障害児
- ◇ 点訳絵本：視覚障害児(者)

10-1. 障害特性にあわせた資料

◎ 障害特性に合わせた資料やサービス方法の開拓・活用 理念は「One Source Multi Use」

★ 障害別に資料があるのではなく、その人の障害にあう資料を横断的に活用していく。

例：視覚障害者の為のメディアとわかれてきた「録音図書」は、視覚障害者だけに有効なものではなく、学習障害者や知的障害者、さらには聴覚障害者(難聴者)などにも有効なことが実践の中で明らかになってきている。「マルチメディア DAISY」のように、最初から多様な障害者の利用を前提に開発されているメディアもある。

11. 人権保障としての『障害者サービス』

◎ 障害者の権利に関する条約

◆ 障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際的原則

※「世界人権宣言」に準ずる障害者の人権宣言

2006年12月 国連総会採択

2007年5月3日 条約発効

2007年9月28日 日本政府署名 <日本国内で効力を発効するには国会批准必要>

※ 法制度、社会制度など、あらゆる分野における障害者の参加を阻害する要因の除去を国として約束するもの。

◎ 日本における障害者権利条約の批准

日本でも内閣府の「障がい者制度改革推進会議」等で条約の国会批准に向けて国内法の整備等の検討が続いている。

☆「障害者基本法」〈2011年8月5日公布〉

☆「障害者総合支援法」〈「障害者自立支援法」の全面改定、2012年6月27日公布〉

☆「障害者差別禁止法」〈2013年予定〉

以上の3つの法律が制定された段階で批准される予定 〈2013年か?〉

◎ 障害者権利条約の考え方の要点

- ① 合理的配慮により、障害者に実質的な平等を保障するという考え方。
- ② 意図的な区別や排除、制限だけでなく、意図的でない場合でも「結果的に不平等になることは差別である」とする考え方。
- ③ 障害(者)を特定せずに、社会参加ということを社会環境との関係で考える広い考え方。
- ④ 障害のない人と同じように建物や交通機関の利用、道路の使用が可能かどうか、情報やコミュニケーションサービスを得ることができるかどうかというアクセシビリティ (accessibility) を重視する考え方。

◎ 著作権法(第37条等)の改正

権利条約批准に向けての法改正の先取りとして2009年6月に著作権法が改正された。(2010年1月1日施行)……ユーザー(図書館、障害者)と権利者との協議の中身が権利条約が求めるものと合致していた。

- (1) 対象施設を視聴覚障害者情報提供施設に限定しない
→ 公共図書館、大学図書館、国会図書館、学校図書館等も含まれる。
- (2) 対象者を視覚障害者に限定しない。
→ 「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」に
- (3) 複製の方法を録音に限定しない。
→ 「視覚障害者等が利用するために必要な方式」に

◎ 障害者権利条約と図書館

◆ 障害者権利条約を図書館に活かすための取り組みが求められる。

★ 人権保障機関としての公共図書館という視点

◆ 公共図書館の基本機能を生かした人権保障

公共図書館の基本機能(=資料・情報の収集・整理・提供)は、障害者に対しても同じ!

但し、健常者と同じ方法では機能を果たせない。

※ 障害者が必要とするものを、その人が活用できる形で提供する。

- * 施設・設備・運営ソフトを見直す。
- * 障害の種別、程度による対応の違いを見直す。
- * 障害者の企画・運営への参加を図る。

おわりに－『障害者サービス』を進める上で忘れてはならないこと

■ 障害者サービスのための基本的考え方

- (1) 条件整備とサービスの違いを明確にする
- (2) 障害の種別によって、サービス方法が規定されるのではない。利用者のニーズがサービス方法を決定する
- (3) いかなる方法にもプラス面とマイナス面がある
- (4) 柔軟で粘り強い対応に心がける
- (5) 利用者の求めるものを迅速・的確に認識する
- (6) <資料の借用と製作><アウトリーチ：外へ出る> <プライベート><プライバシー>が基本
- (7) 「障害者」は特別な人ではない。「障害者サービス」は特別なサービスではない

■ 障害者問題を考える際に忘れてならないこと

- ① どんな障害を持っていても、同じ人間、同じ市民
- ② 障害は個人の責任ではない。障害に対応していない環境にこそ問題がある
- ③ 障害の内容・程度は一人一人異なる。また環境の変化によって時々刻々と変化する
- ④ 「障害」の等級は、その人が環境から受ける支障の大きさを示すものではない
- ⑤ 「障害者」は「手帳」所持者だけではない。<手帳所持者の何倍もの「障害者」がいる>
- ⑤ 自分もいつ「障害者」になるかもしれない。<自分の問題として捉え直す>

A. 「障害者サービス実態調査」から見る障害者サービスの今

障害者サービス実施館(2010調査)

設置母体	回答館数	実施館数	実施率
都道府県立	53	49	92.5%
政令市図書館	251	211	84.1%
市区立図書館	1,554	1,016	65.4%
町村立図書館	401	222	55.4%
私立図書館	13	5	38.5%
計	2,272	1,503	66.2%

障害者サービス実施公共図書館数の変遷

調査年	回答館数	実施館	実施率(%)
1976年	1,050	270	25.7%
1981年	1,362	517	38.0%
1989年(*1)	894	483	54.0%
1998年	2,326	1,146	49.3%
2005年	2,843	1,598	56.2%
2010年(*2)	2,272	1,503	66.2%

*1:1989年は自治体数、他は図書館数

*2:国立国会図書館調査、他はJLA障害者サービス委員会調査

主要項目の変遷

調査年	対面朗読	自宅配本	郵送貸出	録音製作
1976年	10	25	34	24
1981年	85	88	165	102
1989年	133	178	393	140
1998年	487	421	587	162
2005年	—	—	—	165
2010年	591	353	479	148

障害者サービス利用者〇[ゼロ]の図書館数

	実施館	利用者〇の館	割合
対面朗読サービス	591	221	37.4%
図書・AVの郵送貸出	432	141	32.6%
録音・点字の郵送貸出	479	115	24.0%
自宅配本サービス	353	64	18.1%

	回答館数	回答割合	対面朗読	回答割合
視覚障害者	353	24.8%	278	47.0%
聴覚障害者	86	5.7%	4	0.7%
肢体不自由者	208	13.8%	7	1.2%
内部障害者	41	2.7%	0	0.0%
知的障害者	74	4.9%	2	0.3%
精神障害者	32	2.1%	1	0.2%
学習障害者	13	0.9%	0	0.0%
入院患者	11	0.7%	2	0.3%
施設入所者	60	4.0%	6	1.0%
在宅療養者	22	1.5%	2	0.3%
高齢者	103	6.9%	5	0.8%
被收容者	0	0.0%	0	0.0%
その他	51	3.4%	0	0.0%

担当職員がいる館と専任職員数

調査年	担当職員がいる館	専任職員数
1976年	34 館	24 人
1981年	165 館	102 人
1989年	393 館	140 人
1998年	587 館	162 人
2005年	— 館	165 人
2010年	479 館	148 人

[参考] 障害者サービスを深めるための情報源

- 「認知症の人のための図書館サービスガイドライン」(2007)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/dementia_iflaproprep104.html
- 「障害者のための図書館へのアクセスチェックリスト」(2005)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/oslo/index.html>
- 「ディスレクシアのための図書館サービスガイドライン」(2001)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/gl.html>
- 「読みやすい図書のためのIFLA指針」(1997)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/ifla.html>
「読みやすい図書のためのIFLA指針」(2010 改訂版)
<http://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/professional-report/120-ja.pdf>
- 「障害者の権利に関する条約(日本政府仮訳)」(2006)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc8/convention.html>
- 「障害者の権利に関する条約(川島・長瀬:仮訳)」(2006)
http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/30May2008CRPDtranslation_into_Japanese.html
＜出典：日本障害者リハビリテーション協会「障害保健福祉研究システム(DINF)」＞

-
- 「聴覚障害者に対する図書館サービスのためのIFLA指針 第2版」 ジョン・マイケル・デイ編
日本図書館協会障害者サービス委員会聴覚障害者に対する図書館サービスを考えるグループ訳
日本図書館協会 2003